

公立大学法人奈良県立医科大学 平成22年度 年度計画

I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1 医学科では、一般教育を第1学年から第3学年まで実施する新しいカリキュラムに基づき、平成20年度から第3学年後期において一般教育(講義・演習・実習)を設定済であり、継続して実施する。
- 2 英会話ラウンジを継続して実施するとともに、プログラム・日程等の広報に努め、参加者の増加を図る。
- 3(1)医学科では、平成19年度から、第4学年において「実践的医療倫理」を設定済であり、継続して実施する。
(2)看護学科では、実践的な教育の充実を図るため、平成21年度から実施している新カリキュラムの第1学年に設定した「生命と倫理」に加え、「看護学概論」(第1学年)・看護学の展開の中の各看護学概論(第2学年前期)において、医療倫理にかかわる教育を実施する。
- 4(1)平成19年度から、第1学年・第2学年において「医学特別講義」を設定済であり、継続して実施する。
(2)平成19年度から、第1学年に「医学特別実習」を設定済であり、継続して実施する。
- 5(1)平成20年度から、第3学年前期において、奈良県大学連合における単位互換制度を利用した一般教育の履修を実現するためのカリキュラムを設定済みであり、継続して実施する。
(2)同志社女子大学との学術交流に関する包括協定に基づき、単位互換の実施についての検討を引き続き行う。
(3)連携協定を締結している早稲田大学とのコンソーシアムを構築する。
- 6 第3学年前期の基礎医学アドバンスト・コースで基礎医学の最先端の成果を教授する。早稲田大学との連携協定に基づき第6学年の臨床医学アドバンストコースで「早稲田大学連携プログラム」を新科目として設置する。
- 7(1)医学科では、平成21年度から第3学年に新しいグループ学習法である「チーム基盤型学習(Team-based learning, TBL)」を実施済であり、継続して実施する。

※ TBL (Team-based learning) チーム基盤型学習:

設問に対するグループ内およびグループ間の討論を主体とした学習方法

- (2)看護学科では、平成21年度からの新カリキュラムの第1学年前期「看護学概論」において、自己主導型学習を基盤に問題解決法を用いた授業を行い、さらに第2学年前期の各看護学概論において発展させた授業を実施していく。
- (3)看護学科では、平成21年度からの新カリキュラムの第1学年後期において「基礎看護技術Ⅱ」を2単位から3単位に充実させており、看護技術の確実な習得の充実を図る。
- 8(1)第4学年で臨床実習に必要な基本的臨床手技の教育を実施するとともに、共用試験の客観的臨床能力試験（OSCE）において修得状況を評価する。文部科学省の通達を踏まえて共用試験（CBT、OSCE）合格を第4学年から第5学年への進級要件とする。
第5・6学年での臨床実習で培った高い臨床能力を最終的に評価するために第6学年でのアドバンストOSCEの導入を検討する。
※ OSCE (objective structured clinical examination) :
医療面接、身体診察、応急処置といった医師に求められる基本的臨床能力を評価する実技試験
- (2)コミュニケーション能力を涵養するために、医学科第3学年の医学・医療概論の授業の中で「コミュニケーションの理論と実践」を実施する。
- 9(1)医学科第4学年後期で実施している実践的医療倫理教育を看護学学生に開放し、医学科・看護学科の学生と一緒に医療倫理についてグループ学習を行える学習環境を作っていく。
医学科・看護学科合同カリキュラムの更なる開発を行う。
- (2)看護学科では、新カリキュラムで第4学年に配置した「チーム医療論」の平成24年度からの実施に向けた検討を行うとともに、保健師助産師看護師法の改正に伴うカリキュラムについての検討を進める。また、第1学年前期に配置した「基礎看護技術Ⅰ」において、様々な人々とコミュニケーションを図る演習を設定し、チームワークを構築する基盤をかためる。
- 10 医学科では、平成21年度から、第3学年前期に新しいグループ学習法である「チーム基盤型学習 (Team-based learning, TBL)」を実施済みであり、継続して実施する。
※ TBL (Team-based learning) チーム基盤型学習 :
設問に対するグループ内およびグループ間の討論を主体とした学習方法
- 11(1)医学科では、平成19年度から、「リーダーズセミナー」を設定済みであり、継続して実施する。
- (2)医学科では、地域医療に貢献できる医療人の育成を目指して地域医療に取り組んでいる医師を「メンター」として本学学生の指導を行うこと等からなる「地域基盤型医療教育カリキュラム」を設定済みであり継続して実施する。本カリキュラムの実施にあたっては、平成21年度に契約したImperial College Londonの e-learning (英語版) を積極的に活用するとともに、学術交流協定校である早稲田大学の e-learning も導入していく。
- 12 医学科では、第5学年・第6学年を対象とした臨床実習を継続して実施していくとともに、最先端の医療を教授するための「臨床医学アドバンストコース」を第6学年に設定する。

- 13 平成19年度に策定した「授業評価要項」にある学生による授業評価(科目別、教員別)を引き続き実施するとともに、評価結果をフィードバックし、教員の授業改善に資する。

大学院課程

- 1 必修と選択の講義を設けた大学院の教育プログラムのさらなる充実を図るため、大学を横断的に結びつける新たな主科目として、「応用医学・医療学」を修士・博士課程において立ち上げる。
- 2 海外からの研究者を招きセミナーを開催し、大学院生の参加を促す。
- 3 海外研修を行う本学学生、本学で研修を行う外国人学生に対し引き続き旅費等の助成を行うとともに、平成21年度から学生の利用が認められたゲストハウスについて、さらに利用しやすいように改善する。
- 4(1) 医学研究科修士課程医科学専攻の定員5名の入学者を確保するため、PRを継続・強化する。
(2) 医学研究科修士課程看護学専攻の再申請に向け、検討を継続する。
- 5(1) 医学研究科博士課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の募集・審査を年1回行う。
(2) 医学研究科博士課程第3学年時において研究報告会を開催し、研究進歩過程を公開することにより、研究への取組や質の向上を図る。
(3) 共用研究備品整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら機器の充実に努める。また、寄附講座の設置等により、新たな研究スペースが必要となった際には、大学共同研究施設を中心に、その確保について検討する。
(4) 競争的資金の募集の紹介及び採択実績を学内ホームページ、学報に掲載し、大学院生、研究者に周知を図ることで、研究者の資金獲得意欲の醸成を図る。
- 6 学内ホームページ等を利用して、「学内特別講演・特別講義」や研究シーズ、ニーズについての情報提供に努め、研究者相互の情報交換を促進する。
- 7(1) 学報、ホームページ等による研究紹介を継続して行うとともに産学官連携においても紹介する。
(2) 大学院博士課程の社会人入学者に対し、4年を超えて修了することを可能とするため長期履修制度の周知について取り組む。
(3) 本学の修士課程修了者の博士課程への進学を勧めるため、平成21年度に本学の修士課程から博士課程へ進学する場合の入学料の免除や博士課程における早期課程修了制度を制定したところであり、周知を図る。
平成21年度に医員の大学院入学を可能としたところであり、引き続きPRに努め、平成23年度博士課程1次及び2次試験とも募集拡大に努める。
大学院入学者数を増加させるため、大学院生に対する奨学金制度について検討するとともに、大学院生及び研究生、専修生の学費のバランスを考慮した制度の改定を進めることにより大学院入学者数の増加を図る。

※ 早期課程修了制度：大学院博士課程の成績優秀者は第3学年終了時に課程修了とする制度

- (4)看護学科では、平成24年度大学院（修士課程）設置に向けて準備を進める。
- 8 大学院生の国内留学をすすめているところであり、大学院生の利便に資するために、大学院運営委員会において、今後必要な大学との単位の互換性、大学院や研究機関との相互協定の締結を進める。
- 9 平成20年度から実施した奨励賞の充実を図るため、選考規程のより実効性を評価していく。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1-1 (1)現在のやや抽象的なアドミッションポリシーを具体的な記載に変更し、本学が求める学生像を受験生に分かりやすくし、引き続きホームページで公表し、平成22年度からの募集要項にも明確に記載する。
- (2)引き続き、県内の中高生を対象に、分かり易い医学・看護学・生命科学の講演会や体験実習を企画する。夏休み期間を利用し教室見学会を実施する。
- (3)現在のオープンキャンパスは好評であり、現状のまま継続する。
- (4)在学生からの情報を集め、入試委員会で取りまとめ内容を検討のうえ、ホームページの「受験生コーナー」に掲載する。
- (5)新入生に、夏期休業期間中に母校へ出向き、後輩に対し本学での授業や大学生活をPRする機会を設ける。
- 2 (1)医療人として優秀な人材を得るため、真に有効な入学試験制度改革を目的として、センター試験を含む入試時の成績（面接点を含めて）と、学部成績（CBT、OSCEを含め）及び国家試験との相関解析を学務委員会を中心に分析する。
- (2)地域医療推進及び基礎医学研究者育成を念頭において、推薦選抜、一般選抜枠における定員配分のあり方や後期日程試験継続の可否について、入試委員会で検討する。
- 3 定員を拡大した緊急医師確保枠及び地域枠について、入学者の確保を図る。
- 2-1 医学科においては、平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」を実効あるものにするともに検証し、改善する。
- 2 医学科では、平成19年度に第1学年から「医学特別講義」「医学特別実習」を設定したところであり、継続して実施する。
- 3 看護学科では、平成21年度からの新カリキュラムにおいて、第1学年後期に「万葉の文学と奈良文化」を設定済みであり、継続して実施していく。
- 医学科では、医学特別講義において、奈良の歴史における医学や薬学についての講義を行っているところであり、継続して実施する。
- 4 (1)第3学年前期に設定した「地域基盤型医療実習」を選択必修科目とする。
- (2)他の医学専門教育科目についても、単位制を踏まえた進級判定の方法を引き続き検討する。

- 5 基礎医学の科目横断的なカリキュラムとして、第3学年の「チーム基盤型学習」の授業計画を複数の講座が参画して作成し、また、授業を実施する。
 - 6 第4学年に設定した、基礎医学(病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学、公衆衛生学、免疫学等)の一部と臨床医学を統合した臨床統合型カリキュラムについて評価し、実践していく。
 - 7 平成21年度から第6学年前期に実施している学外の施設を利用したクリニカルクラークシップについて内容の充実を図る。
 - 8 平成19年度に開発した客観試験による進級判定及び卒業試験について「確信度を加味した客観試験」での実施を引き続き行う。
 - 9 生涯学習し続ける姿勢を体得するための教育プログラムとして、本学の科目に「6年一貫教育授業科目」を新設し、この中に「地域基盤型医療教育コース」を設置する。
- 3-1 (1) 看護学科では、平成21年度からの新カリキュラムに対する評価を実施するとともに、保健師助産師看護師法の改正に伴うカリキュラム導入に向けて評価内容を検討する。
- (2) 教育の成果・効果の検証を、看護教育検討会及び看護学科カリキュラム部会で継続的に実施するとともに、保健師助産師看護師法の改正に伴うカリキュラムに向けて検討する。
看護学科カリキュラム検討部会で検討した教員配置や設備面等の必要事項の実現化を図る。
- (3) 看護学科では、平成23年4月の学部専攻科（助産学専攻）設置申請（平成24年4月開設）に向けて検討するとともに、大学院に助産学専攻を設置することについても検討する。
- 2 (1) 看護学科では、看護実践能力習得のため、入学年度から技術演習を強化し、明確化した到達度にあわせて、習得すべき技術項目の充実を図る。また、第2学年後期及び第3学年前期において、各看護学援助論を配置することにより、第3学年後期からの各看護学実習への継続性を維持させ、更なる教育内容の充実及び臨地実習の充実を図る。
- (2) 看護学科では、看護教育検討部会及び看護学科実習部会にて検討した継続的な教育内容を実施するとともに、保健師助産師看護師法の改正に伴うカリキュラムにおいて、さらに充実を図るよう、検討する。
- 4-1 英会話ラウンジを継続して実施するとともに、参加者の増加を図るため、プログラム・日程等を広報する。
- 2 アドバンストコースとしてネイティブ研究者を招いての講義や、研究室配属において、英語での研究室セミナーの企画を検討する。
他学での取組を参考にし、学生の英語力の向上のための対策を検討する。

- 3 提携大学や、他の外国研究施設・病院での研修において、単位取得の制度化を検討する。
- 5-1 「巖櫃文庫」の更なる充実と同時に、学生ラウンジに洋書や英語週刊雑誌を備える。
- 2 図書館に時事・社会・国際問題を扱った新聞やニュース雑誌を備え、学生に利用しやすい環境作りを行う。
- 6-1 教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造を目指す取組みを実施し、地域社会への貢献を図るため、奈良県大学連合へ積極的に参加する。
- 2(1) 学術交流等の協定を締結している各大学との共催シンポジウムの開催や教員・学生の交流を推進する。
- (2) 7月に東京で開催される医学教育学会及び学術集会に教員等を派遣する。
- 7(1) 医学科では、医師を地域定着させるためのカリキュラムとして平成22年度より「地域基盤型医療人教育コース」を新設し、連携協定を締結している早稲田大学等の協力も得て実施する。
- (2) 看護学科では、医学科と共同の「地域基盤型医療人教育カリキュラム」に参画し、連携協定を締結している早稲田大学等の協力も得て地域看護学領域の充実に向けて、引き続き検討する。また、保健師助産師看護師法の改正に伴うカリキュラム導入に向けて、検討する。

大学院課程

- 1-1(1) 平成22年度文部科学省等の補助金に採択された研究テーマ等をホームページ、学報に掲載する。
- (2) 大学院入学者数の増加を図るため、大学院生及び研究生、専修生の学費のバランスを考慮した制度改定を検討していく。
- (3) 研究指導の充実を図るため、研究指導教員及び研究指導補助教員を年1回募集し、審査する。
- 2 社会人入学の推進のため、平成21年度から大学院の長期履修制度を導入したことをホームページや学報等を通じて医療機関に広く情報発信する。
- 3 大学院生の増員を図るため、大学院生及び研究生、専修生の学費並びに研究従事期間等のバランスを考慮した研究生、専修生制度のあり方を検討する。
- 2-1 平成24年度からの大学院修士課程（看護学）設置に向けて、指導教員となるべき教員の充足を図る。
- 2 修士課程設置後2年を経過したことに伴い、専攻科目の再整備や指導教員の充実を実施するとともに、平成21年度から実施した論文審査についてシステムの充実を図る。
- 3(1) 平成21年度末の修了者に意見を求め、大学院生の研究指導の充実を図る。

- (2)平成21年度末に試行した研究指導教員による大学院生に対する評価と大学院生による研究指導教員に対する評価について、評価方法について検討していく。
- (3)大学が所有する研究用共用備品のホームページ掲載について、その内容（機種数及びその画像）を充実させる。

-4 平成21年度末に試行した研究指導教員による大学院生に対する評価と大学院生による研究指導教員に対する評価について、評価方法について検討していく。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1-1 医学部として統一された一般教育、基礎・臨床医学教育及び看護教育の人事体制構築に取り組む。

-2 学部学生も対象とした「奈良県立医科大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する規程」に基づき、引き続きTA、RA制度のPRを行い積極的な活用を図る。

-3及び-4

看護学科では、ワーキンググループを設置し、他学の看護実践研究センターの活動の調査及び情報収集等を行い、設立に向けた取り組みを継続して検討する。なお、新カリキュラムへの対応（平成22・23年度）、助産専攻科設置申請（平成23年度）及び修士課程看護学設置（平成24年度）申請等、優先的に取り組むべき課程があり、その後に看護実践研究センターの検討を行った方が円滑に取り組むことができると考えている。

2(1) 平成21年度に引き続き、登録コンテンツの充実を図るとともに、本学の同窓会員や他機関へチラシ配布等を行うことにより広報活動を展開し、学外からの利用を促す。

(2)平成21年度に検討した総合学術情報センターとして必要な機能である、利用者サービスの充実、学術情報基盤の充実、地域連携・地域貢献活動の実践の実現に向け、目標を定め、順次取り組んでいく。

3-1(1) 学生による授業評価(科目別、コース別)の結果を授業担当者にフィードバックし、その後の授業がどう改善されたかを調査する。

(2) 学生による教員個々の授業評価を実施する。

-2 複数の講座が参画する第3学年の「チーム基盤型学習」において教員相互による授業評価を試行する。

-3(1)平成19～21年度に引き続き「MDプログラム奈良2006」についての学内討論会を開催する。

(2)平成21年度に引き続き、新しい授業方法及び教育評価のためのワークショップを開催する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1 (1) 学習・クラブ活動・アルバイト（財政面）・交友関係など、学生生活実態調査を実施する。
(2) 学生生活部会で学生向けの学内防犯マニュアルを作成するとともに、学生生活部会で検討を行い、教員による学生の学内外の生活（安全対策）指導を強化する。特に学生生活部会委員に女性教員の登用を推進して、女子学生に対するきめ細かな対応を行う。
- 2 学生による教育設備や学習支援体制の評価について、学生生活部会で検討し、学生生活実態調査と合わせて実施する。
- 3 大学院生の授業料の減免について検討する。
- 4 (1) 医学科では、学校側から提案したプリセプター方式が学生に受け入れられないことから、廃止した。学生からの自主的な取組を確認しながら、学生生活部会で学生の自主的な取組への支援方法について検討する。看護学科では、引き続きプリセプターシステムを実施していく。
(2) 平成21年度から専門員と学生生活部会委員によるカウンセリングを試行しており、学生の利用状況やカウンセリング後の状況を確認しながら継続実施を行う。
- 5 平成21年度に学内LANが整備され、各学生がユーザー登録できる体制が整備されたところであり、引き続き、入学生や必要な学生に対する登録指導を行っていく。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 産学官連携を推進するため、民間企業や行政等との交流の場へ積極的に参加するとともに、自ら主催して交流の機会を設ける。
- 2 (1) 研究者の研究意欲の醸成を図るため、学術研究で優れた業績をあげた教員に対し「中島佐一学術研究奨励賞」を授与し、その研究成果を発表する機会を設ける。
(2) 研究者の研究意欲の醸成を図るため、外部の研究奨励賞等の受賞状況をホームページや学報へ掲載する。また、受賞者等にその成果を発表する機会を設ける。
- 3 (1) 奈良メディカルネットワークの組織基盤となる本学と県立三病院との連携構築に関連し、県立三病院の電子カルテ導入に向けた動向の把握に努めるとともに、その進捗に応じて、本学と県内各医療機関等との医療連携のあり方等に関する県の検討状況等を踏まえながら、県と当該ネットワークの構築検討に向けた意見交換を行う。
(2) 治験センターを設置し、その安定的かつ効果的な稼働に努める。

- 4(1)引き続き、教育研究担当理事及び研究部長を中心に、共同研究プロジェクトの推進を検討するなど、各種の大型資金獲得を目指す体制整備を図る。
- (2)研究成果発表会での評価委員会による審査結果等を踏まえ、厳正な審査の上、平成22年度の住居医学共同研究課題を採択する。
- 5 先端医学研究機構研究単位協議会において、先端医学研究機構研究単位の研究成果が、臨床医学に応用できる方策について検討する。
- 6(1)国内外との共同研究を推進し、留学者の派遣と受入れを推進する。
- (2)教育研究担当理事及び研究部長を中心に、共同研究を奨励するための具体的な方策について検討する。
- 7 (仮称)産学官連携推進センターを設置し、産学官連携推進ポリシー、知的財産ポリシー、利益相反ポリシーを策定し、産学官での共同研究を推進する方策について検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1-1(1) (仮称)産学官連携推進センターを設置し、学外との共同プロジェクト研究を推進する方策について検討する。
- (2)ホームページ上に掲載している競争的外部資金の情報(文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等の各種団体)の充実を図る。

-2及び-3

講座研究費及び教員研究費の配分方法については、「講座・教員研究費に関する検討会」において、さらに検討を継続していく。

- 4 人件費付き競争的研究経費の獲得に向け、科学研究費補助金等の応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。
- 5(1)無給休職による教員の海外留学制度及び休職期間中の教員の補充について制度化済。医学科同窓会による海外留学助成金(厳樞学術奨励賞)を活用して、若手研究者の留学支援を行う。
- (2)公的助成による留学制度の周知を行う。

2-1 相互協力協定を締結している奈良先端科学技術大学院大学等との連携を図っていく。

- 2(1)国際交流センター運営委員会において、外国人研究者の受入体制等について検討する。
- (2)公的助成による留学制度の周知を行う。
- 3(1)早稲田大学との連携協力協定に基づき、医工連携の推進を検討する。
- (2)住居医学関連研究プロジェクトを充実させ、特別研究員制度の活用等により工学系の人材の登用に努める。

3-1 研究部長を中心に、研究支援体制の見直し・整備を推進する。また、研究用備品については、共用研究備品整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら充実に努める。

-2 共用研究備品整備計画に基づき、現有機器の有効活用を図るとともに、その必要性を検討し、不要なものがあれば処分する。

-3(1) 教育研究担当理事及び研究部長を中心に先端医学研究機構の部門の更なる複数化等について、引き続き検討する。

(2) 先端医学研究機構及び寄附講座に必要な研究スペースの確保、施設について、今後も必要に応じて検討する。

4-1、-2及び-3

教育研究担当理事及び研究部長を中心に、具体的な方策を検討していく。

5-1、-2及び-3

(仮称) 産学官連携推進センターを設置し、知的財産の管理・運用等についても、同センターを中心に効率的に実施していく。

6-1 治験センターを設置し、その安定的かつ効果的な稼働に努める。

-2 シンポジウムや講演会、産業界との交流会の開催等、多角的な取組みを進めるとともに、研究シーズ、ニーズをホームページ上で公開し、産業界に対して寄附講座の招致を推奨する。

-3 (仮称) 産学官連携推進センターを設置し、専任事務職員を配置して実務経験に基づく人材育成を図る。

-4 公開講座やシンポジウム等において、奈良の薬や医学の歴史に関する情報発信を行う。

3 診療に関する目標を達成するための措置

1-1(1) 「声のポスト」や総合相談窓口等を通じて患者等の意見やニーズ把握に努め、それらの解消に向け、積極的に病院運営協議会等に提案し、回答を掲示するなど具体的な取組みをさらに推進する。

(2) 患者の利便性・満足度の向上等を目指し、各所受付・窓口の整備・機能充実にについて検討を行う。

-2(1) 公開講座を定期的で開催するとともに、患者等を対象にした教育講座等を実施する。

(2) 本学ホームページ等により、予防医学や健康医学等に関する情報を発信する。

-3 治療や検査に関する説明書(合併症を含む)の充実に向けて検討・協議を継続し、一層の整備充実に目指す。

-4(1) 附属病院のリスク情報の把握に努め、またPDC Aサイクルを有効に機能させることによって、その要因分析及び適切な再発防止策の実施を推進する。

※ PDC Aサイクル：

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを次の計画に生かしていくプロセス。

(2) 平成22年度の病院機能評価受審にそなえ院内巡視の強化を図るとともに、医療の質向上と安全体制の整備にむけた取組みを行う。

(3) 全職員が2回/年義務付けられている医療安全管理研修会の内容の充実を図り、参加率を上げるとともに、研修の成果を実証できる方法(スケール)を検討する

-5 病院機能評価の平成22年度末認定取得に向けた取組みを推進する。

2-1(1) 診療各科で行っている先進医療に係わる研究を調査し、先進医療への申請作業を促進させる。

(2) 治験センターを設置し、その安定的かつ効果的な稼働に努めるとともに、県立三病院の電子カルテ導入に向けた動向の把握に努め、県と奈良メディカルネットワーク構築検討に向けた意見交換を行う。

(3) ホームページ等により、先進医療に関する情報を発信する。

-2(1) 県との連携・協力の下、総合周産期母子医療センターNICU後方20床増床の整備を進め、早期稼働を目指す。

また、バースセンターの暫定整備を行う。

(2) 高度救命救急センター、感染症センター、精神医療センター等が十分に機能を果たすことができるよう、県との連携を密にしながら確実な運営に努める。

-3 疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けて検討を続ける。

-4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科や検査部門等の組織・体制の見直しに努める。

-5 増額された予算を有効に活かして、特定機能病院等本院の位置付け、役割に相応しい医療機器の整備を行う。

3-1(1) 平成22年度からの研修制度改正の趣旨を踏まえ、研修医各々のニーズに応じたきめ細やかなカリキュラムを作成することにより、研修医の満足度を高めるとともに、後期研修医としての継続勤務志向を高める。

(2) 臨床研修医や医員が研修に専念できるよう、体制整備や研修環境の改善等を推進する。

-2 優秀な医療人を確保するため、医員の手当やサービスなど処遇等の改善、充実に努める。

-3(1) 医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員に高度な専門的知識と能力を修得させるため、必要な研修会等への派遣を推進する。

- (2) 専門的知識や能力を身に付けさせるため、附属病院内において実施する研修を継続するとともに、研修内容等の充実を図る。
- 4 本院が研修病院合同説明会に積極的に参加するとともに、協力病院に指導医講習会等への参加を促すことなどにより、協力病院との緊密な連携を図る。
- 5 治験センターを設置し、臨床試験等の実践を担うコーディネーターの育成検討も視野に入れながら、その安定的かつ効果的な稼働に努める。
- 4-1 大和路医療情報ネットワークの組織基盤となる本学と県立三病院との連携構築に関連し、県立三病院の電子カルテ導入に向けた動向の把握に努めると共に、その進捗に応じて、本学と県内各医療機関等との医療連携のあり方等に関する県の検討状況等を踏まえながら、県と当該ネットワークの構築検討に向けた意見交換を行う。
- 2(1) 県の医療施策の立案等に積極的に参画・協力する。
 - (2) 県の医療施策の立案等に貢献するため、県及び市町村と協議しながら、役員会等においても地域医療に関する体制の構築を検討する。
 - (3) 地域及びへき地医療機関等への医師供給機能を充実させるための体制整備について、県や市町村と協議を行う。
- 3(1) 引き続き、地域医療機関の医療水準向上のため、最先端医療情報・技術・人的資源を提供するとともに研修会等の開催支援を行う。また、助産師のキャリアアップのための総合修練機能を併せ持ったバースセンターの整備を進める。
 - (2) 地域医療連携クリティカルパスの運用拡大と連携医療機関拡大に努める。
地域医療機関等による地域医療連携懇話会の開催継続・内容充実等について検討を行う。

4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 公開講座を定期的で開催し、受講者ニーズの把握とニーズを加味した内容の充実に努める。
- 2 附属病院主導の各診療科の健康教育講座を、附属病院患者・家族、一般市民を対象に学内で開催・充実する。
- 3 各診療科等で行っている公開講座や生涯教育等のうち、一般市民等に公開可能な内容・情報については、大学ホームページ等を用いて積極的に発信する。
- 4 地域の小中高生等が、健康科学への興味や関心を抱くことができるよう、公開講座やシンポジウム等の実施内容について検討する。
- 2-1 国際交流センター運営委員会において、外国人研究者、留学生の受入体制等について検討する。

-2 連携協定等を締結しているチェンマイ大学、福建医科大学、オックスフォード大学及びインペリアルカレッジロンドンとの連携強化を図るとともに、新たな交流協定の締結を検討する。

-3(1) 学生及び教職員の海外留学を行うための方策を検討する。教職員についてはサバティカル制度などの長期研修制度の導入を検討する。

(2) 教員についてのサバティカル制度などの研究のための長期研修の制度設計に着手する。

※ サバティカル制度：専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営のため、副学長職を設置し、役員会を定期的開催しているが、今後も継続する。

-2 経営審議会委員、教育研究審議会委員及び理事に学外者を登用済みであり、今後も継続する。

-3 各種委員会については、随時、その必要性を検証するとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を行う。

-4 各理事の業務執行に適した効果的な事務組織の体制整備を検討する。

-5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等の参画を図り、教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図ることについては、平成19年度から実施済みであり、今後も引き続き行う。

2-1(1) 専任の附属病院長のリーダーシップのもと、執行組織・体制の整備・充実、役割分担の明確化を図ることによって、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。
(2) 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進すること等により、附属病院長の補佐体制を強化し、病院運営管理機能の向上を図る。

-2 患者動向の変化、医療技術の進歩、国及び県における医療行政・施策の改正等の状況を踏まえ、アドバイザーシステムの導入等附属病院長サポートシステムの設置について検討する。

-3 附属病院に設置している各種委員会について、その必要性を再検証の上、状況に応じ統廃合を進めるとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を検討する。

-4 SPDの蓄積データ等を用いて各診療科毎の経営指標等の作成を進めるとともに、当該指標の利活用について検討を行う。

2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 (1) 教育・研究・診療の各組織について、弾力的に見直しを行う。
(2) (仮称) 病院教授制度の具体的な制度設計及び選任に着手する。
- 2 (1) 臨床系講座・病院各部門における教育・研究・診療に関する教員の権限と責任の明確化に向けた検討を行う。
(2) 診療部長の責任及び権限を明確化し、これに応じた処遇を図る。
- 3及び-4
教育・研究・診療の各組織の活性化・編成・見直しを進めるための評価システムのあり方について検討を進める。
- 5 学生生活部会を中心として追跡調査に関する調査項目を検討した上で、実施する。
- 6 文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請に積極的に取り組む。

3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関と連携して、教員の交流機会を設ける。
- 2 任期制については平成19年度から実施済みであり、今後採用する教員についても適用する。
- 2-1 高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修プログラムの検討・計画・実施を行う。
- 2 県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。
- 3 医事請求業務（入院部門）の直営化や病院事務部門の充実・強化等に向けて、業務に精通した職員の採用等新たな体制整備を行うとともに、専門的研修を実施する等職員のスキルアップに努める。
- 4 (1) さらに優秀な職員を確保できるよう採用方法の改善を検討する。
(2) 民間の有為な人材を積極的に確保する。
- 5 医師及びコメディカル等が本来業務に専念できるようにするとともに、女性医師等の職場復帰支援策の検討等、働きやすく、誇りを持って勤務できる環境づくりに努める。
- 6 人材育成を図るための研修の体系を構築する。また引き続き人材確保のために奈良県等との人事交流を行う。

3-1 任期制の再任評価に伴い、インセンティブがはたらくような制度づくりの具体化に向けた検討を、さらに進める。

-2 事務・コメディカル職員への導入を進める。

4-1 業務内容を適時精査し、機動的に適正な人員配置を行う。

-2 これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務や関連業務等を処理するための補助職員を継続配置するなど、医師や看護師等が本来業務に専念できる効率的な運営に努める。

-3(1)看護師の実質配置基準「7対1」を導入するとともに、各病棟の安定稼働に努める。また、魅力ある労働環境の整備等による離職防止、養成学校への働きかけの強化、復職支援に取り組むなど、引き続き看護師の確保に努める。

(2)本学看護学科卒業生の本学附属病院へのより高い就職率（平成22年度は50%以上）達成を目指し、家族等へも案内状を送付するなど、働きかけを強化する。

-4 引き続き、多様な雇用形態の採用や外部委託の導入に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1-1 事務組織、事務分掌及び事務権限の見直しを行い、効率的な事務組織への再編を行う。

-2 業務の実態を把握し、機動的のある組織編成を行う。

2-1 情報システムを活用し、事務処理の効率化を進める。

-2 外部委託の推進に向けて、各部門における外部委託可能な業務の精査と費用対効果の検証を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1(1)文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の申請促進については、制度や応募の説明会等を開催し、引き続き啓発していくとともに、講座研究費及び教員研究費の配分に当たっては、文部科学省科学研究費補助金の申請状況等も算定要素として加味するインセンティブ方式を取り入れて検討する。

(2)ホームページ上に掲載している競争的外部資金の情報(文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等の各種団体)の充実を図る。

-2(1) (仮称)産学官連携推進センターを設置し、産学官連携推進ポリシー、利益相反ポリシーを策定する。

- (2) 本学の研究活動情報を発信するため、研究シーズ、ニーズ等をホームページ上で公開する。
- 2 (仮称) 産学官連携推進センターを設置し、知的財産ポリシーを策定して知的財産の管理及び活用を図る。
- 3-1 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進するとともに、引き続き、問題点の抽出や柔軟な解決策の設定、迅速な対応に必要な体制の整備を行う。
- 2 総合医療情報システムやDPC分析システム、SPDデータ等関連データを有効に活用して、経営分析等に有用な各種資料や指標の作成・検討を行い、診療報酬の確保に向けた取組みを進める。
- 3(1) 引き続き、クリニカルパスの構築を推進するとともに、脳卒中地域連携クリティカルパスの充実・強化、他の疾患、地域連携パスの実施検討を行なう。(地域連携パス拡大)
- ※ クリニカルパス：
特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法
- ※ 地域連携クリティカルパス：
疾患別に、疾病の発生から、診断、治療、リハビリまでを、診療ガイドラインに沿って作成する一連の地域診療計画のこと
- (2) 地域連携を一層推進するための体制を確立する。
- ・紹介患者予約診療システム導入後の評価を行い、より良いシステム改善に努める。
 - ・退院支援システムを更に充実させ、退院支援期間の短縮及び支援患者数の増加を図る。
 - ・患者の受け入れ、退院支援、連携体制の整備に努め、逆紹介のシステム化について検討を行う。
 - ・地域医療連携懇話会の開催継続・内容充実について検討を行う。
- (3) 病床稼働率の維持向上を目指し、ベッドコントロール機能の充実・強化のためのシステム確立について引き続き検討を継続するほか、医療情勢や院内状況等に留意した稼働病床数の設定について検討・協議する。
- (4) 引き続き、麻酔科医・看護師・ME等の配置状況を踏まえつつ、実績をベースとした診療科毎の手術予約枠の見直しを検討する。
- (5) 看護師の実質配置基準「7対1」を導入するとともに、各病棟の安定稼働に努める。また、魅力ある労働環境の整備等による離職防止、養成学校への働きかけの強化、復職支援に取り組むなど、引き続き看護師の確保に努める。
- (6) 看護師の実質配置基準「7対1」を導入するとともに、各病棟の稼働状況、看護師等の充足・習熟状況、A病棟の改修状況を踏まえつつ、病床稼働率は81%を目指し、平均在院日数(一般病棟)は15日を目指す。
- 4(1) 病棟クレーンによる電子カルテの記載漏れ等のチェックを通じ、投与薬品・材料の診療報酬請求漏れの解消等診療報酬請求の適正化を図る。

- (2) レセプト院内審査支援システムやDPC分析システム等を有効に活用し、診療報酬請求の適正化や精度向上に向けた取組みを進める。また、入院部門の診療報酬請求事務の内製化を図る。
 - (3) 減点返戻等の結果について、その傾向や特徴、ボリュームに応じて、診療科毎に個別に働きかけを行う。
- 5 特殊検診業務や自由診療等の導入検討に向け、他院の取組状況について調査を行う。
- 4-1 (1) 授業料や施設使用料などの各種手数料については、他学の状況などの情報収集に努め、適正な料金設定を行うとともに、定期的な見直しを行う。
- (2) 診療報酬を基礎とした保険外診療に係る料金について、その適正水準を検証しながら改定を検討する。
- 2 施設使用料の導入・見直し、広告掲載等による自己収入増加の取組みを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1-1、-2及び-3

新たに採用した職員に導入した給与制度の効果を検証しながら、多様な雇用形態や外部委託の導入により、人件費の抑制に努める。

- 2-1 (1) 診療材料について、引き続き、調達から供給、保管までの一括管理を業者に委託することにより、適正な在庫管理を行う。また、市場価格データを参考とした値引き交渉や安価な同種同効薬への切替等をより積極的に行い、医薬材料費の削減に努める。
- (2) 適正な在庫管理、積極的な値引交渉や安価な物品への切り替えとともに、診療科別・部門別収支について分析し、医薬品・診療材料の使用量の改善や効果的な診療報酬の確保を図ること等により、医薬・診療材料費比率については43%を目指す。

- 2 (1) 医療機器の購入に当たっては、必要性や採算性を十分検証する。(事後検証を含む。)
- (2) 透明性を確保しながら、機器購入に維持管理をセットした複合契約の実施、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法による取組みを進める。

- 3 臨床工学技士の増員により、MEセンターの機能を充実させるとともに、医療機器の保守・点検業務の一元管理を推進する。

※ MEセンター(Medical Engineering Center) :

医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署

- 4 病院長付参与を中心として、総合医療情報システムやDPC分析システム、SPDデータ等関連データを有効に活用し、各種現状分析を進めるとともに、必要となる見直しについて実施検討を行う。

-5(1)医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入を図るため、関連情報の収集に努めるとともに、導入可否の検証を行い、効果的なものにあつては導入を推進する。

(2)委託業務等の仕様の見直し、一括契約、複数年契約の拡大に努めるとともに、複数年契約の更新に当たってはその継続に努める。

-6 医療用消耗品購入における審査、SPDの運用などにより、各種物品の適正な購入に努める。

※ SPD (Supply Processing &Distribution) :

物品の供給、在庫などの物流管理を中央化及び外注化することにより、診療材料を柔軟かつ円滑に管理する方法

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 遊休施設・設備等保有資産については、施設整備計画を見据えるとともに、減損会計を導入して稼働状況を把握し、効率的かつ効果的な利用を推進する。

-2 引き続きペイオフ対策を講じるとともに、安全かつ有利な資金運用を行えるよう配慮する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

1-1 平成21年度業務実績について自己点検・評価を行うとともに、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進める。

-2 年度計画の進捗状況について、定期的に自己点検・評価を実施する。

-3 奈良県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組む。

-4 自己点検・評価について、ホームページ等による公表に向けて取組みを進める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1-1 業務実績や財務状況等の公表を引き続き実施するとともに、よりわかりやすい公表に向けて取組みを行う。

-2(1)広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、研究者情報や研究成果等について積極的に情報を発信する。

(2)各教室主催の学会、研究会、講演会、特別講義等をホームページに掲載する。

-3(1)大学のホームページについては、最新情報の迅速な発信や内容の充実に努めるとともに、サイト訪問者にわかりやすいトップページ等各ページ構成の構築を進める。

(2) 中期目標、中期計画等の内容をホームページに掲載するなど、大学情報を積極的に公開、提供する。

-4 県の情報公開条例及び個人情報保護条例の実施機関として、情報公開や個人情報保護の適正な取扱いを行う。

V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1-1 災害拠点病院の基準を満たす新棟の整備を進める。

-2 小児科病棟、バースセンターの暫定整備を行う。

-3、-4、-5及び-6

中期計画推進委員会で検討した施設整備計画をもとに、県の動きを注視しながら検討を進める。

-7 建物の整備にあたっては、バリアフリー、省エネルギーに配慮する。

-8 利用者の視点に立った施設設備の維持補修を実施する。

・一般教育校舎、基礎医学校舎のトイレの改修等

2-1 各設備の性能の維持と向上のために定期的に保守点検を実施し、故障箇所は修繕等を実施する。

-2 経年劣化の進んでいる主要設備について、更新計画を策定する。

-3 設備機器等の更新では、省エネルギーに配慮することにより、電気、ガスの使用量の原単位を前年度比1%の削減に努める。また、引き続き省エネルギー・省資源に関する意識啓発を行う。

-4 各設備の更新及び改修を実施する。

・水源地貯水槽設備、ろ過設備の更新

・C棟無停電電源装置の蓄電池の更新

・旧救急棟キュービクルの改修

VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置

1-1 (1) 排水、排水汚泥、ばい煙等に含まれる有害物質の測定を実施し適切な設備の管理及び処理を行う。

(2) 衛生委員会による職場巡視を行うとともに、作業主任者による適切な作業の指導を行う。

作業主任者の指示によりホルムアルデヒドの濃度測定等を実施する。

剖検室のホルムアルデヒド対策を行う。

-2 平成20年4月から実施したが、引き続き定着のため、学生・職員による、学内外の者に対する啓発の取組みを行う。

2 院内の災害発生に対応する防災計画を見直し、防災マニュアル及び大規模災害時の対応マニュアルを作成する。

3-1 教員、職員及び学生による構内一斉環境美化活動を継続して実施するとともに、早い時期からの環境美化や備品保全意識を養うため、新入生を迎えた春と秋の年2回実施する。

また大学の構成員全員が、執務環境整備、大学周辺の清掃活動を実施する。

-2 校舎等建物の周辺の草地化を図り、花や緑の創出に努めるとともに、壁面緑化を試行する。

また、学内外からボランティアを募り、植栽の維持管理等を行う。

Ⅶ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅷ 短期借入金 の 限度額

30億円

Ⅸ 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に規定する剰余金の使途は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善とする。

Ⅹ 県の規則で定める業務運営事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
新棟整備、患者アメニティ向上整備及び医療機器整備等	1,504	長期借入金 1,291 病院収入 213

2 積立金の使途

なし

(別紙)

予 算

平成 2 2 年度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	1,070
自己収入	25,795
授業料、入学金及び検定料収入等	700
附属病院収入	24,597
雑収入	498
補助金等収入	577
受託研究等収入及び寄附金収入等	870
長期借入金収入	1,291
短期借入金収入	978
計	30,581
支出	
業務費	28,144
教育研究経費	3,210
診療経費	23,997
一般管理費	937
施設整備費	1,504
受託研究等経費及び寄附金事業費等	590
長期借入金償還金	343
計	30,581

【人件費の見積り】

総額 13,115 百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注) 退職手当については、公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程に基づいて支給し、その財源は、運営費交付金を充てる。

【運営費交付金の算定ルール】

県から交付される運営費交付金は、下記の算定基準等に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金は、県の予算編成過程において、基準を適用する等により計算し、決定される。

(1) 大学

医科大学に係る平成 18 年度の普通交付税の基準財政需要額算定方法等に準じて算定

(2) 附属病院

公立大学の附属病院としての性格上、県が負担すべき経費として国が定める公営企業の繰出基準等に準じて算定

収支計画

平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	29,665
經常費用	29,665
業務費	28,383
教育研究経費	749
診療経費	13,458
受託研究費等	590
役員人件費	71
教員人件費	3,544
職員人件費	9,971
一般管理費	236
財務費用	34
雑損	0
減価償却費	1,012
臨時損失	0
収入の部	28,861
經常利益	28,861
運営費交付金収益	1,070
補助金収益	577
授業料収益	538
入学金収益	112
検定料等収益	19
附属病院収益	24,597
受託研究等収益	311
寄附金収益	504
雑益	498
資産見返運営費交付金等戻入	26
資産見返寄附金戻入	42
資産見返物品受贈額戻入	564
資産見返補助金等戻入	3
臨時利益	0
純利益	— 804
総利益	— 804

資金計画

平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	30,581
業務活動による支出	28,649
投資活動による支出	1,589
財務活動による支出	343
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	30,581
業務活動による収入	28,312
運営費交付金・補助金等による収入	1,647
授業料、入学金及び検定料等による収入	700
附属病院収入	24,597
受託研究等収入	311
寄附金収入	559
その他の収入	498
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	2,269
長期借入金による収入	1,291
短期借入金による収入	978
前期中期目標期間からの繰越金	0